

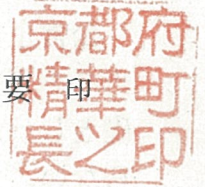
9 精 上 第 1 1 3 号

9 精 下 第 9 3 号

平成 2 9 年 1 1 月 1 日

精華町上下水道事業審議会長 様

精華町長 木 村 要 印



精華町上下水道事業の経営について（諮問）

精華町上下水道事業審議会設置条例第 2 条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 上水道事業の経営について
2. 下水道事業の経営について

精華町上下水道事業の経営について（諮問趣旨）

上水道事業は、地方公営企業法の適用を受ける公営企業として位置づけられ、下水道事業も、平成31年4月からの公営企業化に向けて移行作業に取り組んでいるところであります。

公営企業の経営は独立採算制を原則とし、上下水道料金については、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならぬ。」と地方公営企業法第21条第2項で規定されているところであります。

本町の上水道事業につきましては、昭和36年に事業を開始して以来、これまでに4期にわたる拡張事業を経て、町の発展と共に増大する水需要に対応してまいりました。

しかしながら、年々増加する給水人口に比べ水道使用者の節水意識の高まりなどから、水道使用量が今後は減少傾向となり、料金収入の減少が見込まれる一方で、今後、施設の更新や水道管の耐震化等のための多額の資金需要が避けられなくなり、将来的には資金不足に陥る可能性もあるといった課題に直面しております。

また、本町の公共下水道事業につきましては、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を目的に、昭和56年より単独公共下水道事業に着手し、その後、流域関連公共下水道事業として、逐次計画区域の拡充を図り、平成11年11月1日には、京都府木津川上流浄化センターと既存地区も含めた公共下水道の供用開始を行いました。

現在、本町の公共下水道普及率は98.5%となり、今後も未普及地区の整備は進めていくものの、施設の維持管理が事業の中心となってまいります。

下水道使用料は、昭和62年の条例制定時から消費税の改定を除き、使用料を改定していない状況であります。

公営企業化を迎えるにあたり、上水道と同様に、節水意識の高まりにより、使用水量の大幅な増加は見込めず、下水道使用料収入の増収が見込まれることは難しいと考えております。

このような状況の中で、今後は上下水道事業共に、老朽施設の更新や長寿命化・耐震化など多額の資金需要が予想されることから、上下水道事業を取り巻く状況はさらに厳しさを増すことは確実であり、各事業の経営の健全化を図ることは喫緊の課題であり、事業の現状、課題を明らかにし、上下水道事業の経営のあり方について、貴審議会に多様な視点からご意見を求めるものであります。